

経 済 産 業 省

20190607製局第2号
令和元年6月18日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和元年6月7日付け警察庁丙組組企発第61号、警察庁警備局長から令和元年6月7日付け警察庁丙備企発第57号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和元年6月7日付け外務省告示第33号により、国家公安委員会委員長が令和元年6月7日付け国家公安委員会告示第10号及び第11号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 61 号
警察庁丙備企発第 57 号
令和元年 6 月 7 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長
警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 124）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和元年 6 月 7 日付け外務省告示第 33 号）並びに「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件」（令和元年 6 月 7 日付け国家公安委員会告示第 10 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和元年 6 月 7 日付け国家公安委員会告示第 11 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

[illegible][illegible]

改正後	改正前
(別表)	(別表)
[1. ～406. 略]	[1. ～406. 同左]
<u>407. 削除</u>	<u>407. ネシーム・ベン・モハメド・アッシャーリーフ・ベン・モハメド・サレフ・アッサアディ</u> (別名: (a) ナシーム・サアディ (b) ディア・エル・ハアク・ジョージ、1974年11月20日にレバノンにて出生 (c) ディアエル・ハアク・ジョージ、1974年11月30日にレバノンにて出生 (d) エル・ディア・ハアク・ジョージ、1974年11月30日にアルジェリアにて出生 (e) アブー・アニス (f) アブ・アニス) NESSIM BEN MOHAMED AL-CHERIF BEN MOHAMED SALEH AL-SAAADI (a. k. a. : (a) Nassim Saadi (b) Dia el Haak George, born 20 Nov. 1974 in Lebanon (c) Dia el Haak George, born 30 Nov. 1974 in Lebanon (d) El Dia Haak George, born 30 Nov. 1974 in Algeria (e) Abou Anis (f) Abu Anis) 称号: 不明 役職: 不明 生年月日: 1974年11月30日 出生地: Haidra Al-Qasreen, Tunisia 国籍: チュニジア 旅券番号: チュニジア旅券 M788331 (2001年9月28日発行、2006年9月27日失効) ID番号: 不明

[408. ～775. 略] <u>776.</u> <u>イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン(ISIL-K) (別称: (a) ISIL ホラサン (b) イスラム国のホラサン州 (c) ISIS ホラサン州 (d) ISIL の南アジア支部 (e) ISIL に属する南アジア支部)</u> <u>ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT - KHORASAN (ISIL-K) (a. k. a.: (a) ISIL KHORASAN (b) ISLAMIC STATE' S KHORASAN PROVINCE (c) ISIS WILAYAT KHORASAN (d) ISIL' S SOUTH ASIA BRANCH (e) SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL</u>	住所: (a) Via Monte Grappa 15, Arluno (Milan), Italy (b) Via Cefalonia 11, Milan, Italy (Domicile, 判明している最新の住所) 国連制裁委員会による指定日: 2003年11月12日 (2005年12月20日、2006年7月31日、2007年12月21日、2009年6月3日及び2011年5月16日に改訂) その他の情報: 2002年10月9日に逮捕。2012年4月27日までイタリアにおいて拘留されている。2005年5月11日にテロ組織に所属していたとしてチュニス軍事法廷における欠席裁判にて20年の懲役判決を受ける。父の名前は Mohamed Sharif。母の名前は Fatima。安全保障理事会決議1822 (2008年) に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。 [408. ～775. 同左] [新設]
---	---

所在地: 不明 国連制裁委員会による指定日: 2019年5月14日 その他の情報: <u>イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) は、2015年1月10日にパキスタン・タリバーン運動 (591. に指定した団体) のかつての司令官により組織され、イラクのアル・カーイダ (453. に指定した団体) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に忠誠を誓ったかつてのタリバーン派司令官らにより設立された。ISIL-K は、アフガニスタン及びパキスタンでの複数の攻撃に関する犯行声明を出した。同団体に対するインターポール (国際刑事警察機構) ・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク: https://www.interpol.int/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities</u>	
--	--

備考 表中の [] の記載及び対象規定の「重効級を付した記号部分を除く全体に付した効級は対置である」

○国家公安委員会告示第十号

次の国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年六月七日

国家公安委員会委員長 山本 順三

アル・カーイダ／ISIL（ダーイシュ）と関係を有する法人その他の団体

名称 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン（ISLAMIC STATE IN IRAQ AND THE LEVANT - K HORASAN (ISIL- K))

別名 (a) ISILホラサン (ISIL KHORASAN) (b) イスラム国のホラサン州 (ISLAMIC STATE' S KHORASAN PROVINCE) (c) ISISホラサン州 (ISIS WILAYAT KHORASAN) (d) ISILの南アジア支部 (ISIL' S SOUTH ASIA BRANCH) (e) ISILに属する南アジア支部 (SOUTH ASIAN CHAPTER OF ISIL)

旧名称 不明

所在地 不明

名簿に記載された年月日 2019年5月14日

名簿記載者公告番号 QE-85

その他参考となるべき事項 イラクとレバント地方のイスラム国ホラサン (ISIL-K) は、2015年1月10日にパキスタン・タリバーン運動 (QE-56) のかつての司令官により組織され、イラクのアル・カーイダ (QE-48) としてリストに掲載されているイラクとレバント地方のイスラム国 (ISIL) に忠誠を誓ったかつてのタリバーン派司令官らにより設立された。ISIL-Kは、アフガニスタン及びパキスタンでの複数の攻撃に関する犯行声明を出した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：<https://www.interpol.int/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Entities>

○国家公安委員会告示第十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和元年六月七日

国家公安委員会委員長 山本 順三

氏名 ネシーム・ベン・モハメド・アッシャーフ・ベン・モハメド・サレフ・アッサアディ（NE SSIM BEN MOHAMED AL-CHERIF BEN MOHAMED SALEH AL-SAAD）

名簿に記載された年月日 2003年11月12日（2005年12月20日、2006年7月31日、2007年12月21日、2009年6月3日及び2011年5月16日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-74